

農林水産省 令和2年度輸出環境整備推進委託事業
(食品規格等調査) 調査報告書

香港

栄養機能及び健康強調表示

1. 栄養機能強調表示.....	1
2. 健康強調表示.....	2
3. ダイエタリーサプリメント及び健康食品.....	2

本報告書は、農林水産省の委託を受け、アルゴリンクス株式会社が調査を行い、取りまとめたものである。アルゴリンクス株式会社は、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の付随的、あるいは懲罰的損害及び利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負うものではありません。これは、たとえ、アルゴリンクス株式会社がかかる損害の可能性を知らされていた場合も同様とします。

なお、食品、添加物等に関する国際的な基準及び許認可は頻繁に変更されており、信頼できると思われる各種情報に基づいて作成しておりますが、その正確性、完全性を保証するものではありません。したがって、実際の利用に当たっては、対象国の最新の情報をご確認ください。

1. 栄養機能強調表示

香港の栄養表示規則は、栄養機能強調表示も対象にしており、「身体の成長、発達、及び正常な機能における栄養素の生理学的役割」と定義しており、栄養機能強調表示は以下の基準を満たさなければならない。

- (1) 栄養期の強調表示は NRV が定められている栄養素、又は、栄養素含有量強調表示のための条件に基づく。
- (2) 科学的実証及び科学的合意に基づく。
- (3) 強調表示する栄養素の生理的役割に関する情報を含む。及び
- (4) 強調表示する栄養素の含有量が、栄養素を「含む旨 source」の表示のための関連条件を満たす。

3 つの主要栄養素(タンパク質、脂肪、炭水化物)、11 種のビタミン(ビタミン A、D、E、C、チアミン、リボフラビン、ナイアシン、ビタミン B6、葉酸、ビタミン B12、パントテン酸)、及び 6 種のミネラル(カルシウム、リン、マグネシウム、鉄、亜鉛、ヨウ素)について、許容される栄養機能の主張のいくつかの表示例が示されている。

許可されている栄養機能強調表示の例

栄養素	許容される栄養機能
たんぱく質	・ 体内組織の構築および修復に役立つ
脂質	・ エネルギー供給 ・ 脂溶性ビタミンの吸収を助ける
炭水化物	・ エネルギー供給
ビタミン A	・ 暗順応を維持するよう助ける ・ 皮膚や粘膜の健康を維持するよう助ける
ビタミン D	・ 骨及び歯の形成と維持に必要なカルシウムの吸収を促進する
ビタミン E	・ 体内組織の脂肪を酸化から保護する
ビタミン C	・ 骨と歯肉の健康維持に必要な ・ 鉄分の吸収を促進する
チアミン(ビタミン B ₁)	・ エネルギー代謝に必要な
リボフラビン(ビタミン B ₂)	・ エネルギー代謝に必要な
ナイアシン	・ エネルギー代謝に必要な
ビタミン B ₆	・ エネルギー代謝に必要な
葉酸	・ 胎児の健康な発育に寄与する ・ 赤血球の形成を助ける
ビタミン B ₁₂	・ 赤血球の形成を助ける
パントテン酸	・ エネルギー代謝に必要な
カルシウム	・ 丈夫な骨及び歯の発達を助けることが骨密度を改善するのに役立つ可能性がある
リン	・ 骨及び歯の形成と健康維持に必要な
マグネシウム	・ エネルギー代謝、組織形成及び骨の発達に必要な
鉄	・ 赤血球の形成を助ける
亜鉛	・ エネルギー代謝及び組織形成に必要な
ヨウ素	・ 甲状腺の正常な機能に必要な

2. 健康強調表示

現時点で、一般の包装済食品に対する健康強調表示(疾患リスク軽減強調表示及び他の機能強調表示)に関する特定の規則はない。

香港法第 132 章公衆衛生及び市政条例(Public Health and Municipal Services Ordinance Cap132 (19.9.2019))セクション 61「食品又は医薬品の虚偽の表示及び広告(False labeling and advertisement of food and drugs)」で義務づけられている通り、強調表示は、事実に基づいていなければならない、消費者の誤解を招くものであってはならない。

強調表示は次の 2 原則に基づき、表示が真実であると実証された場合に限り作成されなければならない。即ち、

- (1) 特定の物質の機能について強調表示を作成する場合、食品中の当該物質はその機能を示すために十分な量でなければならない。
- (2) 強調表示は科学的実証および科学的合意に基づいたものでなければならない。

食品安全センター(CFS)はこれらの強調表示の評価に際し、世界保健機関(WHO)、食糧農業機関(FAO)、欧州連合(EU)等の定評のある当局や組織の決定や情報を参照する。なお、健康強調表示が個々の試験により裏づけられていてもそれに対する異論の多い場合は、消費者を混乱させたり苦情や非難を招いたりすることから使用を避けるべきであると、食品安全センターは勧告している。

3. ダイエタリーサプリメント及び健康食品

香港では、ダイエタリーサプリメント或いは栄養補助食品、ラベルに健康表示のある食品等は、従来の食品と同じ食品条例の対象となる。食品事業者は、第 132 章第 61 節「食品又は医薬品の虚偽表示と広告」の規定に従い、真実の表示を提供することが求められる。

ダイエタリーサプリメント(栄養補助食品)や健康食品には、医薬品成分が含まれていたり、医薬品とみなされる危険性があるてはならない。医薬品は、保健署の登録の対象となり、薬事・毒物条例によって規制されており、香港法第 231 章医療広告条例(Cap. 231 Undesirable Medical Advertisements Ordinance)は、同条例の別表に記載された疾病の治療または予防の効果がある旨の望ましくない広告を禁止している。

一方、健康食品とみなされる可能性のある漢方薬は、漢方薬条例の規制を受ける。医療広告条例(第 231 章)では、製品が条例の別表等に記載されている疾患のいずれかに対して治療または予防効果があると主張する広告を禁止している。